

2014年鳥獣保護法改正以降の都道府県によるニホンジカ管理

～混合研究方法による現況確認～

森林政策学研究室

松永 昂大

1. 研究背景

近年、狩猟者の減少や高齢化、野生鳥獣の生息域拡大に伴い、野生鳥獣管理のあり方の再考が必要である。一方で、日本の狩猟制度は野生鳥獣を「無主物」とし、狩猟免許と狩猟登録によって都道府県内の狩猟可能区域において自由に狩猟を行うことができる乱場制を採用している。この制度の下では、野生鳥獣管理を明確に担う主体が存在せず、管理責任の所在が不明確となっている。この点が、本研究の問題意識である。

こうした背景のもと、2014年に鳥獣保護法が改正され、指定管理鳥獣捕獲等事業および認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設された。指定管理鳥獣捕獲等事業は、環境大臣が集中的かつ広域的に管理を図る必要があると定めた鳥獣に対し、都道府県または国が実施する捕獲等の事業であり、現在はニホンジカ、イノシシ、クマ類が対象となっている。狩猟者の減少や高齢化が進行する中で、同認定事業者が公共事業的捕獲の担い手となることも期待されている。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況について調査した先行研究として、古賀、植松(2025)は、鳥獣管理政策の経路依存性やインセンティブの不足から、民間事業者の参画が限定的であることが指摘している。しかし、同研究は民間事業者の参画に提言の重きを置いており、事業の実施状況そのものには未だ解明と考察の余地が残されている。

そこで本研究は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況とその背景要因を把握し、事業普及を阻害し得る要因を考察することを目的とした。

2. 研究方法

本研究は、事例研究と行政文書や政府統計を活用した全国的な調査で構成される。

本研究では事例として、県猟友会と民間事業者の共同、民間事業者単独の両方での事業の実施事例があり、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況の把握に適している福岡県を選定した。その上で、指定管理鳥獣捕獲等事業を整理し、当該事業の受託経験を有する認定鳥獣捕獲等事業者への聞き取り調査を行った。

全国調査では、捕獲事業の実施状況とその背景要因を把握するために、環境省が公表する鳥獣関係統計を用いて、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数、許可捕獲頭数、歳出予算額等を整理し、農林水産省や林野庁が公表する農作物被害金額、森林被害面積といった統計データを分析した。また、各都道府県のニホンジカ管理に対する目標意識を把握するため、都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画の文書分析を行った。

3. 結果

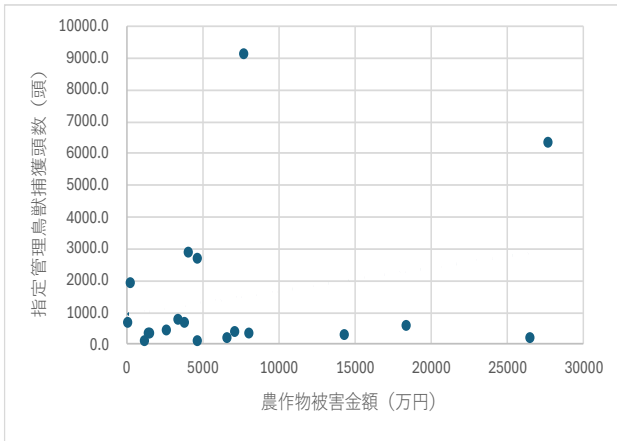
(1) 福岡県を対象とした事例研究

認定鳥獣捕獲等事業者への聞き取りから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたり、地元猟友会や山主との調整、入林許可等の手続き、事業に伴う事務作業の負担が、事業受託者にとって大きな負担となっていることが明らかになった。また、それらの業務には県担当者は関与せず、事業受託者が独力で実施していることが確認された。現場の捕獲従事者は、事業の目標捕獲頭数と実際の生息数の間にギャップを感じていた。

(2) 全国を対象とした統計分析と文書分析

2015年度から2021年度までに全国で捕獲されたニホンジカのうち、指定管理鳥獣捕獲等事

業による捕獲は全体の一部にとどまっていた。一方で、都道府県別に見ると、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数や歳出額には大きな差が存在していたが、農林業被害規模、既存の捕獲頭数、歳出予算額といった指標と、指定管



理鳥獣捕獲等事業の実施状況との間には、明確な相関関係は確認できなかった。

図 1：指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数と農作物被害金額の相関図

資料：農林水産省、環境省の統計より作成

ニホンジカの捕獲に指定管理鳥獣捕獲等事業が大きなウエイトを占めている都道府県においても、許可捕獲や狩猟捕獲といった他の枠組みでの捕獲頭数が増加しているところもあり、指定管理鳥獣捕獲等事業がそれらの捕獲を必ずしも阻害するわけではないことも分かった。

予算歳出額に関しては、捕獲 1 頭に対する予算額が 5 万円を超えている都道府県は 28 都道府県あったものの、それらの平均捕獲頭数は約 733 頭と少なかった。

また、第二種特定鳥獣管理計画の文書分析においても、管理計画に記載された目標内容と、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況との間に顕著な対応関係は見られなかった。

4. 考察と今後の課題

今回の調査結果から、以下の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況が確認された。

指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲頭数は、農林

業被害といった捕獲圧の不足を示すデータと相関性を持たない

①→

②指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカの捕獲は、その他の枠組みでの捕獲を減少させるとは限らない

③捕獲の強化が必要な都道府県において、捕獲頭数の多さと許可捕獲への偏重が指定管理鳥獣捕獲等事業を阻害し得る

④捕獲に対するインセンティブは低く設定されている

という指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況が観察された。

また、先行研究と今回の調査結果から、指定管理鳥獣捕獲等事業の普及の阻害要因として、以下の 5 つが存在すると考察した。

- ① 既存の捕獲の補助としての制度運用
- ② 実施地域との調整の難しさ
- ③ 都道府県側の担当者の積極性の低さ
- ④ 事業受託者に求められる能力の高さ
- ⑤ 事業としての収益性の低さ

本研究では、福岡県のみを対象として事例研究を実施した。しかし、都道府県間での事業の実施状況、背景要因に差異が大きいため、今後の研究ではより多くの都道府県において、事業の実施状況を詳細に調査していくことが必要である。

5. 参考・引用資料

環境省 鳥獣関係統計 2025/12/18 閲覧

農林水産省 全国の野生鳥獣による農作物被害状況について 2025/12/19 閲覧

古賀、植松 (2025) 野生生物と社会 第 13 巻 p93-105

常田 (2016) 日本野生動物医学会誌 第 21 巻 第 3 号 p73-79

東岡 (2016) 森林野生動物研究会誌 第 41 巻 p67-72